

令和元年12月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和元年12月高浜市議会定例会は、令和元年11月28日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定
(諸報告) |
| 日程第3 | 高浜市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 |
| 日程第4 | 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第5 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第6 | 議案第77号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について |
| | 議案第78号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第79号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について |
| | 議案第80号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める
条例の一部改正について |
| | 議案第81号 高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第82号 高浜市都市公園条例の一部改正について |
| | 議案第83号 高浜市公共下水道条例の一部改正について |
| | 議案第84号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について |
| | 議案第85号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について |
| | 議案第86号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| | 議案第87号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第88号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例及び高浜市コミュニティー
プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 日程第7 | 議案第90号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第5回） |
| | 議案第91号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回） |
| | 議案第92号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回） |
| | 議案第93号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回） |

議案第94号 令和元年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）

議案第95号 令和元年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川義孝	2番	神谷直子
3番	杉浦康憲	4番	神谷利盛
5番	岡田公作	6番	柴田耕一
7番	長谷川広昌	8番	黒川美克
9番	柳沢英希	10番	杉浦辰夫
11番	北川広人	12番	鈴木勝彦
13番	今原ゆかり	14番	小嶋克文
15番	内藤とし子	16番	倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	神谷坂敏
教	育長	都築公人
企	画部長	深谷直弘
総合政策	グループリーダー	榊原雅彦
秘書人事	グループリーダー	杉浦崇臣
ICT推進	グループリーダー	山下浩二
総	務部長	内田徹
行政	グループリーダー	中川幸紀
行政	グループ主幹	久世直子
財務	グループリーダー	竹内正夫
財務	グループ主幹	清水健
市	民部長	中村孝徳
市民窓口	グループリーダー	内藤克己
経済環境	グループリーダー	板倉宏幸
経済環境	グループ主幹	都築達明
福	祉部長	加藤一志

地域福祉グループリーダー	加藤 直
介護障がいグループリーダー	野口 恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口 真樹
健康推進グループリーダー	磯村 和志
こども未来部長	木村 忠好
こども育成グループリーダー	磯村 順司
文化スポーツグループリーダー	鈴木 明美
都市政策部長	杉浦 義人
都市計画グループリーダー	田中 秀彦
上下水道グループリーダー	清水 洋己
会計管理者	三井 まゆみ
学校経営グループリーダー	岡島 正明
学校経営グループ主幹	鈴木 剛
監査委員事務局長	山本 時雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	大岡 英城
主査	加藤 定
主査	神谷 直子

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

各位には、公私ともども御多用のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案されました諸案件につきましては、議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく、厳正かつ公平なる御審議を賜りますよう、また円滑なる議会運営に御協力賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

午前10時00分開会

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年12月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和元年12月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。日ごろより市政各般にわたりまして、格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

さて、ことしも残すところ1カ月余りとなりました。振り返りますと、ことしは自然災害では特に雨や台風による被害が多く発生をいたしました。亡くなられた方の御冥福をお祈りをいたしますとともに、被災をされた方々が一日も早く日常を取り戻されますようお見舞いを申し上げます。

明るい話題もございました。5月1日には天皇陛下の御即位に伴い、平成から令和へと改元が行われ、新たな時代が幕をあけました。9月にはラグビーワールドカップ日本大会が開幕をし、豊田市を含む全国12都市で熱戦が繰り広げられました。日本代表の躍進に加え、ラグビーが掲げる、試合が終われば敵も味方もなく互いに健闘をたたえ合うノーサイドの精神が国民的な共感を得て、大会は空前の盛り上がりを見せました。この大会期間中には台風19号が猛威を振るい、幾つかの試合が中止を余儀なくされましたが、このとき中止となった試合に出場予定だったカナダ代表チームが被災地でボランティア活動を行ったことが世界的な話題になるなど、ラグビーワールドカップはスポーツの枠を超え、印象深い大会となりました。

景気につきましては、10月の内閣府月例経済報告及び日銀地域経済報告によりますと、国内では輸出を中心に弱さが長引いているものの、穏やかに回復しているとされ、東海地域についても景気は拡大しているとされております。しかし、米中の貿易問題、10月の消費税10%の引き上げ等もあり、今後の企業投資の動向や消費者マインドの動向に留意をする必要がございます。そのほかにも、通商問題をめぐる緊張、イギリスのEU離脱の行方など海外経済の動向や金融資本市場の変動、さらに台風19号などの相次ぐ自然災害の経済に与える影響も、先行きに対する留意点とされております。

市内に目を転じますと、4月には高浜小学校の新校舎が供用を開始いたしました。新校舎には地域交流施設を併設し、学び、文化、スポーツ、子育て、子育ちなど、地域コミュニティの拠点となることを目指しております。10月には来年の市制50周年に向け、若手中堅職員の企画で、高浜市で一番の強運の持ち主を周年人として選出しておりますので、来年の展開を見守っていただきたいと思っております。

次に、本日提案をさせていただきます案件でございますが、承認1件、諮問1件、一般議案13件、補正予算6件の計21件をお願いするものでございます。

議案の詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御意見、御承認、あるいは御可決を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶

撝とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時6分開議

○議長（北川広人） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、9番、柳沢英希議員、10番、杉浦辰夫議員を指名いたします。

○議長（北川広人） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました令和元年12月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る9月18日及び11月21日に議会運営委員会を委員全員出席のもとに開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は、本日より12月18日までの21日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は、高浜市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙後、承認第2号及び諮問第2号を即決で願ひ、続いて、議案の上程、説明を受けます。

12月3日及び4日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

12月6日に議案第77号から議案第95号までの総括質疑、委員会付託を行います。

総務建設委員会については、議案第77号から議案第83号、議案第90号及び議案第91号、議案第93号から議案第95号までの12議案と陳情第15号の1陳情を付託、福祉文教委員会については、議案第84号から議案第90号及び議案第92号の8議案と陳情第14号及び陳情第16号から陳情第21号までの7陳情を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既にお手元に配付してあります会期及び会議日程のとおりですので、御承知いただきますようお願いいたします。

この12月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（北川広人） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月18日までの21日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの21日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告をいたします。

本日まで陳情書8件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いをいたします。

次に、9月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時ごらんをお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（北川広人） 日程第3 高浜市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

た。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、議長から指名することに決定いたしました。

それでは初めに、高浜市選挙管理委員会委員に、中川佳子氏、伊藤信夫氏、内藤靖子氏、古橋武文氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した4名を高浜市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した4名が高浜市選挙管理委員会委員に当選されました。

続いて、高浜市選挙管理委員会委員補充員に、鈴木みどり氏、横山吉信氏、杉浦貴子氏、岩月正二氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した4名を高浜市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した4名が高浜市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。

補充の順序は、議長が指名した順序にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明

を申し上げます。

本件は、令和元年度一般会計補正予算（第4回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、去る10月17日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、御承認をお願いするものでございます。

初めに、専決処分を行った経緯について申し上げます。

去る10月16日開催の全員協議会で御報告を申し上げたところでございますが、高浜小学校等整備事業第2期工事におけるメインアリーナ、サブアリーナの基礎掘削工事におきまして、地中埋設物が発見をされました。

高浜小学校等整備事業については、既に内壁アスベストの処理により全体工期への影響が生じている中で、予定どおり令和3年3月までに第3期工事が終わられるよう進めているところでございます。したがって、工事に遅延を来さないよう、直ちに分別作業に着手する必要がございましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明を申し上げます。

補正予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ857万6,000円を追加いたしましたものであります。

内容につきましては、18ページをお願いいたします。

歳入につきまして、18款1項1目基金繰入金は、補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を計上いたしましたものであります。

20ページをお願いいたします。

歳出につきまして、10款2項3目学校建設費は、陶磁器混じり土を分別処理し、陶磁器がらを運搬、処分するための費用として、高浜小学校等整備費を857万6,000円増額いたしましたものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、原案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、承認第2号は原案を承認することに決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現委員の加藤美枝子氏が令和2年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に諮問させていただくものでございます。

同氏は皆様も御案内のとおり、広く社会の実情に精通され、誠実温情な人柄で地域の皆様の人望も厚く、人権擁護につきましては深く御理解をいただいているお方で、平成26年1月より人権擁護委員としてその職務を立派に遂行されておられます。

何とぞ同氏を推薦することに御同意賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨、答申することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、諮問第2号は原案に異議のない旨、答申す

ることに決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第6 議案第77号から議案第89号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第77号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

御説明につきましては、議案第77号、議案参考資料に沿って申し上げさせていただきたいと思っておりますので、ごらんをいただきますようお願いを申し上げます。

本案は、本年10月1日からの消費税率の引き上げ、近年の物価変動等を考慮し、使用料及び手数料を改定いたすものであります。

主な改正の概要につきまして、別表ごとに申し上げます。

初めに、別表第1、公の施設関係について3点申し上げます。

1点目は、原則、消費税率の転嫁を5%から10%に見直しております。

2点目は、これは施設の設置年度により異なりますが、現在の使用料が定められて以降の物価変動分として、施設の維持管理に係る人件費、最低賃金の上昇分を反映させております。なお、照明施設については、消費税率の転嫁のみを行っております。

3点目は、改正前の使用料が300円以上で、かつ改定率が30%を超える場合については、改定率の上限を30%以内といたしております。

次に、別表第1、行政財産の目的外使用関係について3点申し上げます。

1点目は、消費税率の転嫁を5%から10%に見直しております。

2点目は、学校施設の目的外使用については、共通する単価を用いて施設の面積に比例した金額とするとともに、学校開放事業以外の場合と学校開放事業の場合の区分を廃止いたしております。

そのほか、高浜中学校と南中学校の柔剣道場の使用料を新たに定めるほか、小学校のコンピューター教室の使用料を削除いたしております。

3点目は、土地、建物の目的外使用料について、土地については展示会その他一時的に使用する場合の使用料を追加するほか、自動販売機等の設置について、入札または公募等による場合の取り扱いを追加いたしております。

次に、別表第2、継続的利用関係及び別表第4、設備・備品関係について申し上げます。

別表第2及び別表第4は、いずれも消費税率を5%から10%に見直しております。

次に、別表第5、手数料関係について4点申し上げます。

1点目は、原則、消費税率の転嫁は行いませんが、やきものの里かわら美術館資料利用手数料については、消費税率を5%から10%に見直すほか、写真原版の使用手数料を追加いたしております。

2点目、3点目は、近隣市の手数料の金額との均衡等に鑑みまして、納税に関する証明手数料、印鑑登録証交付手数料、所得課税証明手数料及び住民票記載事項証明手数料について、見直しまたは追加を行っております。

4点目は、優良認定申請手数料について、直近の金額に改定いたしております。

なお、別表第1から別表第5に共通する事項として、その金額に10円未満の端数がある場合は、原則として10円未満の端数は切り捨てることといたしております。

続きまして、施行日等について3点申し上げます。

1点目が、この条例は原則として令和2年4月1日から施行することといたしております。

ただし、2点目として、やきものの里かわら美術館については、講義室等の貸し館の改定後の使用料について、令和2年7月1日から施行するとともに、貸し館に付随する設備・備品の改定後の使用料についても同日から施行するための経過措置を、附則第3項で規定しております。

3点目は、いきいき広場のマシンスタジオ回数利用券について、令和2年3月31日までに購入されたものについては、同年4月1日以後もなお使用することができることとする経過措置を、附則第4項及び附則第5項で規定しております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第78号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書及び別添の議案参考資料をあわせて御参照いただきますようお願いを申し上げます。

本案は、本年10月1日から消費税率が引き上げられたことに伴い、三高駅西駐車場の定期駐車料金（月額単位の駐車料金）を改定いたすものであります。

改正の内容は、別表中の区分のうち、定期駐車料金の全日については「6,000円」を「6,400円」に、昼間については「4,000円」を「4,200円」に、夜間については「3,000円」を「3,200円」に改めるものでございます。

なお、この条例は、附則第1項において、令和2年4月1日から施行することといたしております。

附則第2項では、改正後の別表の規定、新料金は、この条例の施行の日、令和2年4月1日以後に納付される定期駐車料金について適用し、この条例の施行の前日、令和2年3月31日までに納付される定期駐車料金、お支払い済みの場合については、従前の例による、新料金との差額は発生しないことといたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） それでは、議案第79号、議案第80号の2議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第79号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料2ページ及び新旧対照表の31ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、消費税率の引き上げに伴い、臨時多量廃棄物、粗大ごみ、し尿の処理手数料を改正するもので、本条例内の指定袋は本年7月1日より料金を改正させていただいており、一般廃棄物処理業の許可及び浄化槽清掃業の許可については非課税となるため、改正は行わないものとしております。

なお、現行料金については消費税率5%が転嫁されていることから、現行料金に105分の110を乗じた金額（10円未満の端数は切り捨て）が改正後の料金となります。

改正の内容でございますが、手数料について定めております第10条別表第1、臨時多量廃棄物の項及び粗大ごみの項中、「1,000円」を「1,040円」に、同表し尿の項中、「400円」を「410円」に、「300円」を「310円」に、「1,000円」を「1,040円」に改めるものでございます。

なお、附則第1項では、この条例は令和2年4月1日から施行することとし、第2項では、改正後の別表第1の規定はこの条例の施行の日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については従前の例によることとしております。

次に、議案第80号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料2ページ及び新旧対照表33ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、農業委員会の区域内の農地面積の減少に伴い、農地利用最適化推進委員、以後、推進委員と申しますが、こちらの定数の変更を行うものでございます。

推進委員の定数の基準につきましては、農業委員会等に関する法律施行令第8条において、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数以下（1未満の端数を生じたときは1に切り上げる）とされており、本市の農地面積が本年9月1日現在で189ヘクタールとなったため、定数の変更を行うものでございます。

なお、農業委員12名については、定数の変更はございません。

改正の内容でございますが、推進委員の定数を定めております第2条第2項中「3人」を「2人」に改めるもので、推進委員の定数の変更は任期満了の場合でなければ行うことができないとされております。

現推進委員の任期が令和2年7月19日までであることから、附則において、この条例は令和2年7月20日から施行することとしております。

次に、今後の予定でございますが、令和2年2月から1カ月間公募を行い、ホームページ、市広報2月1日号での周知を図ってまいります、そのため、本定例会で条例の一部改正をお願いするものでございます。

そして、令和2年4月には農業委員及び推進委員の選考委員会を開催し、決定後、農業委員については、6月定例会において議会の同意をお願いする予定でございます。なお、推進委員については、7月に農業委員会より委嘱いたします。

説明は以上でございます。2議案とも原案のとおり御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第81号から議案第83号までの3議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第81号 高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

別添の新旧対照表、参考資料の2、3ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、高浜市水道事業の設置等に関する条例の給水人口を改正するものでございます。

改正の概要は、高浜市水道事業の設置等に関する条例第2条第3項の「49,000人」を本市の人口ビジョンの推計値である「52,000人」に改めるものでございます。

議案第81号の説明は以上でございます。

次に、議案第82号 高浜市都市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

別添の参考資料3ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、本年10月1日に消費税率が引き上げられたことに伴い、都市公園の使用料を改定するものでございます。

改正の内容でございますが、使用料の額を定める別表第2の表中、公園施設を設ける場合及び公園施設を管理する場合の使用料は、1平方メートル当たり1年につき「730円」を「760円」に、興行及び競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しを行う場合は、100平方メートル当たり1日につき「3,150円」を「3,300円」に改定するものでございます。

なお、附則第1項において、この条例は令和2年4月1日から施行することとし、第2項では、この条例の施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正後の使用料を徴収することができるとしております。

議案第82号の説明は以上でございます。

次に、議案第83号 高浜市公共下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

別添の新旧対照表、参考資料の3ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、県下各市町村が行っていた責任技術者の登録、更新に関する手続を、愛知県下水道協会が愛知県排水設備工事責任技術者として統一して行うことに伴い、責任技術者登録手数料を廃止し、新たに指定工事店更新制度を設けるもので、指定工事店指定手数料の見直しと同時に指定工事店指定更新料を設けるものでございます。

改正の概要は、高浜市下水道条例第24条第1項第1号中「5,000円」を「10,000円」に改め、同項第2号を「(2)指定工事店指定更新料 1件につき10,000円」に改めるものでございます。

なお、附則において、この条例は令和2年4月1日から施行することといたしております。

議案第83号の説明は以上となります。

3議案とも原案のとおり御可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） それでは、議案第84号から議案第86号までの3議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第84号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第85号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、この2議案につきましては、関連上一括して御説明を申し上げます。

議案参考資料の3ページ、4ページ並びに新旧対照表41ページから43ページまでをあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、高浜市議会の議員及び常勤特別職に支給をいたします期末手当の支給割合を改定をいたすものでございます。

改正の内容は、第1条による改正では、今年度12月期の期末手当の支給割合を現行の100分の167.5から100分の172.5に0.05月分引き上げることとし、年間の支給割合を現行の3.35月分から3.4月分といたすものでございます。

第2条による改正では、令和2年度以降、6月期、12月期の期末手当の支給割合を平準化し、それぞれの支給割合を100分の170に改めるものでございます。

最後に、附則の関係ですが、この条例の施行期日は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日からとするとともに、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和元年12月1日から適用をいたすこととしております。

続きまして、議案第86号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の4ページから6ページ、新旧対照表の45ページから57ページまでをあわせてご

らんをいただきますようお願いいたします。

本案は、本年8月に実施をされました今年度の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定をさせていただくものでございます。

改正の内容は、第1条による改正は、高浜市職員の給与に関する条例の一部改正で、第21条第2項第1号の改正は、今年度12月期の一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を現行の100分の92.5から100分の97.5に0.05月分引き上げ、年間の期末勤勉手当の支給割合を現行の4.45月から4.5月といたすものでございます。別表第1の改正は、人事院勧告を踏まえ、行政職給料表を全部改定をいたすもので、全体の平均で0.1%程度引き上げを行うことといたしております。

第2条による改正についても、高浜市職員の給与に関する条例の一部改正で、第14条第1項各号の改正は、住居手当の支給対象となる家賃額の下限について、現行の1万2,000円から1万6,000円に4,000円を引き上げるもの、第14条第2項の改正は、住居手当の最高支給額について、現行の2万7,000円から2万8,000円に1,000円引き上げるとともに、住居手当の月額に用いられる基礎控除額を4,000円引き上げるものでございます。第21条第2項第1号の改正は、令和2年度以降における一般職の職員に係る6月期と12月期の勤勉手当の支給割合を平準化し、それぞれの支給割合を100分の95に改めるものでございます。

第3条による改正は、高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、別表第1の改正は、会計年度任用職員の給料月額を見直し、給料表を改定するものでございます。

第4条による改正は、高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第8条第1項の改正は、特定任期付職員の給料月額を見直し、給料表を改定するものでございます。第10条第2項の改正は、特定任期付職員に係る6月期及び12月期の期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の170に引き上げ、年間の支給割合を現行の3.35月から3.4月といたすものでございます。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日を、第1条の規定は公布の日から、第2条から第4条まで及び附則第3条の規定は令和2年4月1日からとするとともに、第1条の規定による改正後の条例の規定について、給料表の改正部分は本年4月1日から、勤勉手当の改正部分は本年12月1日から、それぞれ適用をいたすことといたしております。また、附則第3条は、住居手当の月額が2,000円を超え、減額となる場合にあつて、1年間に2,000円の減額にとどめる経過措置を講ずるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第87号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

参考資料及び新旧対照表もあわせてごらんいただきますようお願い申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴い、改正をお願いするものでございます。

その内容は、償還免除を定める第15条において、災害援護資金の償還金の支払猶予または償還免除の判断のために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸し付けを受けた者等に、収入または資産の状況について報告を求めることができることとする等、災害援護資金の償還に関する規定の整備を行うものでございます。

なお、附則において、施行期日を公布の日としております。

続きまして、議案第88号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例及び高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

第1条の高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正は、老人憩の家の利用対象者を市内に居住する老人とする設置の趣旨に合わせ、貸し館利用の規定を削るとともに、貸し館利用による使用料について高浜市使用料及び手数料条例を改正し、別表第1、公の施設の部高浜老人ふれあいの家の項から湯山老人憩の家の項までを削るものでございます。

第2条の高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正は、吉浜ふれあいプラザの2階交流スペース4を市長の許可を受けて利用する施設とするため、高浜市吉浜ふれあいプラザの項中に「交流スペース4」を加えるとともに、高浜市使用料及び手数料条例の別表第1、吉浜ふれあいプラザの項、区分に「交流スペース4」を加え、1時間当たりの使用料を70円とするものでございます。

なお、施行期日は令和2年4月1日からとしております。

説明は以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） それでは、議案第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について説明いたします。

大山会館、旧大山公民館は、高浜市公共施設総合管理計画において、複合化や機能移転により施設の総量圧縮を図る対象施設とされています。高浜小学校等整備事業の実施に伴い、平成31年4月1日より、高浜市立大山公民館の公民館機能を高浜市地域交流施設に移転しましたが、地元町内会より建物活用の希望があったため、協議がまとまるまでの当分の間、同公民館を大山会館として存置するものとしてまいりました。

本案は、高浜市公共施設総合管理計画に基づきまして、大山会館を廃止するものでございます。廃止後の施設につきましては、地元町内会との協議により、市が無償貸し付けし、町内会が管理を行っていく予定でございます。

改正の内容でございますが、高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例を廃止するとともに、

附則第1項においては、条例の施行期日を令和2年4月1日とし、第2項では、高浜市使用料及び手数料条例の一部改正として、別表第1、公の施設の部「大山会館」の項を削るものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（北川広人） 日程第7 議案第90号から議案第95号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第90号 令和元年度一般会計補正予算（第5回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億7,283万6,000円を追加し、補正後の予算総額を158億9,070万2,000円といたすものであります。

8ページをお願いします。

債務負担行為補正は、公金支出差止請求訴訟等委託料及び図書館機能移転支援業務委託料について、期間及び限度額を定めるほか、電子計算機借上料（介護認定支援システム）は、不足する限度額を増額いたすものであります。

10ページをお願いいたします。

地方債補正は、2段目の水道施設耐震化事業は、水道施設耐震化事業繰出金の減に伴う減額で、3段目の道路整備事業は、社会資本整備総合交付金の額の確定に伴い増額いたすものであります。

42ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金の社会福祉費負担金は、障害福祉サービス等給付費及び障害児給付費の増加に伴い増額いたすもので、生活保護費負担金は、生活保護費の増に伴い増額いたすものであります。

14款2項2目民生費国庫補助金の社会福祉費補助金は、介護保険システムの改修に対する補助金の額の確定に伴うもので、児童福祉費補助金の保育所等整備交付金は、高浜幼稚園のこども園化整備費に対する補助金の計上に伴うものであります。

5目土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金及び住宅費補助金は、社会資本整備総合交付金の額の確定に伴い、それぞれ増減いたすものであります。

15款1項1目民生費県負担金の社会福祉費負担金は、障害福祉サービス等給付費及び障害児給付費の増加に伴い増額いたすものであります。

15款2項2目民生費県補助金の社会福祉費補助金及び児童福祉費補助金は、主に障害者医療扶助費を初め各種医療扶助費の増加に伴い増額するほか、高浜幼稚園のこども園化整備に対する愛知県子育て支援対策基金事業費補助金を計上いたすものであります。

44ページをお願いいたします。

6目土木費県補助金の道路橋りょう費補助金及び河川費補助金は、補助金の交付額の確定に伴い、それぞれ減額いたすものであります。

16款1項2目利子及び配当金は、利子額の確定に伴い、それぞれ増額するもので、17款1項2目民生費寄附金は、山本生駒様から6,000円を、おとうふ工房いしかわ様から10万円をいただいたものであります。

3目総務費寄附金は、永田や仏壇店高浜店様から1万円を、森 貞述様から100万円を、5目衛生費寄附金は、株式会社ヤマナカ様から2万2,439円をいただいたものであります。

18款1項1目基金繰入金は、今回の補正の財源調整として財政調整基金から繰り入れるほか、市制施行50周年記念事業に対する財源として繰り入れるものであります。

48ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項2目文書管理費は、訴訟等への対応業務を弁護士に委託する経費を計上するものであります。

50ページをお願いいたします。

9目財政管理費は、会計年度任用職員制度の導入に当たり、財務会計システムを改修いたすものであります。

12目企画費の市制施行50周年記念事業は、高浜市のテーマソングの制作及び宝探しゲームで使用する宝「おたかわら」を制作する経費を計上するもので、20目諸費は、過年度の精算に伴う返還金等を計上いたすものであります。

52ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、証明書のコンビニ交付に係る対応業務委託料を計上いたすものであります。

2款8項1目基金費は、財政調整基金利子額等の確定により積立金を増額いたすものであります。

54ページをお願いいたします。

3款1項3目障害者在宅・施設介護費は、サービス利用者の増加等により、障害福祉サービス等給付費及び障害児給付費を増額いたすものであります。

7目介護保険推進費の居宅介護支援対策事業は、サービス利用者の増加等により住宅改修費給付金を増額するもので、介護保険施設整備事業は、グループホーム「あ・うん」の土地及び建物

を取得するための不動産鑑定手数料を計上いたすものであります。

10目障害者医療費、11目子ども医療費、56ページをお願いいたしまして、13目高齢者医療費は、受給者の増加等により、それぞれ増額いたすものであります。

15目国民健康保険事業費、16目介護保険事業費及び17目後期高齢者医療事業費は、人事交流に伴う人件費の増減等に伴い、繰出金を増減いたすものであります。

58ページをお願いいたします。

3款2項2目保育サービス費の保育園管理運営事業は、中央保育園等において産休代替職員を配置するための民間保育所産休・病休代替職員設置費補助金を、認定こども園整備費補助金は、令和2年4月に開園予定の高浜幼稚園のこども園化に係る整備費を補助いたすものであります。

3目家庭支援費の子育て推進事業は、株式会社おとうふ工房いしかわ様からいただきました寄附金を充当して、食育啓発物品作成委託料を計上いたすものであります。

60ページをお願いいたします。

3款3項2目生活援助費は、制度改正に伴い生活保護システムを改修するほか、医療扶助費、介護扶助費等の実績見込みに伴い、生活保護費を増額いたすものであります。

4款1項7目上水道費は、水道施設耐震化事業に対する繰出金を減額いたすものであります。

62ページをお願いいたします。

6款1項3目農業基盤整備費の明治用水中井筋改修事業は、不足する負担金を増額いたすものであります。

5目農地保全費は、老朽化した服部排水機場の設備を令和2年度に更新するため、実施設計の委託費を計上いたすものであります。

66ページをお願いいたします。

8款5項3目下水道費は、人事交流に伴う人件費の増加等により、補助金及び出資金を増減いたすものであります。

68ページをお願いいたします。

10款1項3目教育指導費は、平成30年度の負担金の確定に伴い、今年度の負担金で減額調整をいたすものであります。

10款2項1目学校管理費は、高浜小学校等整備事業1期工事に係る校舎棟の供用開始、平均単価の上昇等により光熱水費を増額いたすもので、3項1目学校管理費は、平均単価の上昇等により光熱水費を増額いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） それでは、議案第91号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,758万円を追加し、補正後の予算総額を33億6,180万6,000円とするものでございます。

補正予算説明書の90ページをお願いいたします。

歳入の2款県支出金は、歳出、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増額に伴う収入実績見込みにより、4,731万4,000円を増額するものでございます。

3款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険支払準備基金利子の増額でございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、人件費の減額等に伴い、2,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

92ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人事交流による人件費の減額及びシステム修正業務委託料の増額に伴い、合計2,000円を減額するものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費及び2款2項1目一般被保険者高額療養費は、年間の実績見込みにより、合わせて4,731万4,000円を増額するものでございます。

5款1項1目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う財源調整のため、150万7,000円を減額するものでございます。

94ページをお願いいたします。

7款1項3目償還金は、過年度精算額の確定に伴う返還金として、177万5,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第92号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書21ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で、歳入歳出それぞれ1億919万3,000円を追加し、補正後の予算総額を27億9,111万円とするとともに、介護サービス事業勘定で、歳入歳出それぞれ304万円を追加し、補正後の予算総額を4,943万7,000円とするものでございます。

次に、補正予算説明書108ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、3款1項1目介護給付費負担金、2項調整交付金、地域支援事業交付金、4款1項介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金、5款1項1目介護給付費負担金、110ページの3項1目地域支援事業交付金、7款1項1目一般会計繰入金は、いずれも歳出の居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の実績見込みによる増額が主

なものでございます。

108ページに戻っていただき、3款2項4目保険者機能強化推進交付金は、内示額が示され増額するものでございます。

112ページをお願いいたします。

次に、保険事業勘定の歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、職員の人事交流等により増額するものでございます。

2款1項介護サービス等諸費については、介護サービス利用者の増加に伴い、それぞれ増額するものでございます。

114ページをお願いいたします。

2款2項介護予防サービス等諸費、3項高額介護サービス費、6項特定入所者介護サービス費、3款1項保健福祉事業費については、それぞれ実績見込みに伴い増額するものでございます。

116ページをお願いいたします。

4款1項介護予防事業費については、それぞれ実績見込みに伴い、1目介護予防・生活支援サービス事業費については増額を、2目介護予防ケアマネジメント事業費については減額するものでございます。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、今回の増額補正に伴い、基金積立金を減額するものでございます。

128ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款1項1目介護予防給付手数料は、実績見込みにより減額するものでございます。

2款1項1目一般会計繰入金は、人事交流などに伴い、職員給与費等繰入金を増額するものでございます。

130ページをお願いいたします。

次に、サービス事業勘定の歳出でございますが、1款1項1目介護予防支援事業費は、職員の人事交流等により増額するものでございます。

138ページをお願いいたします。

次に、債務負担行為は、地域包括支援センター支援システム構築業務委託料の期間、限度額を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） それでは、議案第93号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書の29ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ29万2,000円を追加し、補正後の予算総額を5億533万円とするものでございます。

補正予算説明書の146ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目一般会計繰入金は、歳出、職員給与費の増額に伴い、29万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

148ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人事交流による人件費の増額に伴い、29万2,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第94号 令和元年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書（第1回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正をするものでございます。

収入は、第1款水道事業収益、第2項営業外収益で、2目1節の他会計補助金で人事交流等により児童手当の予定額を2万円減額し、8億9,294万3,000円とするものでございます。

支出は、第1款水道事業費用、第1項営業費用で、主に人事交流に伴う人件費等によるもので、予定額を976万8,000円減額し、第2項営業外費用で、企業債利息の予定額を9万1,000円減額し、8億3,385万6,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

第1款資本的収入、第2項出資金で、水道施設耐震化事業一般会計繰入金の額の確定により1,895万6,000円を減額するものでございます。

支出は、第1款資本的支出、第2項企業債償還金で、利率確定によるもので、予定額を38万1,000円増額し、4億4,509万3,000円とするものでございます。

なお、第3条部分に記述をいたしましたとおり、当初予算第4条本文括弧内の内容、金額について、それぞれ改めさせていただくものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めています職員給与費を976万8,000円減額し、5,152万6,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第95号 令和元年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

別冊の下水道事業会計補正予算書（第2回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正をするものでございます。

収入は、第2項営業外収益のうち、2目1節の他会計補助金を146万1,000円増額し、6目長期前受金戻入が確定したことにより19万円減額し、第1款下水道事業収益を9億3,332万8,000円とするものでございます。

支出は、第1項営業費用については、人事交流に伴う人件費及び減価償却費によるもので、予定額を250万1,000円増額し、第2項営業外費用については、企業債利息の確定によるもので、予定額を116万4,000円減額し、第3項特別損失は、企業会計移行初年度のみ使用するもので、人事交流に伴う手当を3万6,000円減額し、第1款下水道事業費用8億7,873万3,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

第1款資本的収入のうち、第1項企業債は、流域下水道事業建設費負担金の変更に伴い1,080万円増額し、第2項他会計出資金については554万7,000円を減額し、第3項他会計補助金については、企業債元金償還金に対する補助金で、利率確定により7万9,000円を減額するものでございます。

第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費は713万1,000円増額するもので、主に矢作川境川流域下水道衣浦東部処理区建設負担金の変更によるものでございます。第3項企業債償還金は22万2,000円の減額で、利率確定によるものでございます。

なお、第3条部分に記述をいたしましたとおり、当初予算第4条本文括弧内の内容、金額について、それぞれ改めさせていただくものでございます。

第4条は、企業債について、起債の限度額を1,080万円増額し、5億6,590万円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第5条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めております職員給与費を269万2,000円減額し、5,155万円とするものでございます。

第6条、他会計からの補助金は、補正予定額の確定により138万2,000円増額し、3億2,423万2,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（北川広人） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、12月3日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時6分散会
